

令和3年3月10日

関係各位

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐための 「新しいステージにおける要請」の延長について

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。
今般、3月10日に開催された第35回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態解除後の新しいステージにおける要請を令和3年3月15日（月）から3月21日（日）まで延長することといたしました。
つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、要請の内容等を周知いただきますようお願いいたします。
なお、時短の要請に応じていただいた事業者の皆様には、京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/15～3/21 実施分）の支給を予定していますので、お知らせします。

記

1 新しいステージにおける要請（延長分）

- (1) 区域 京都府全域
- (2) 期間 令和3年3月15日（月）0時から3月21日（日）24時まで
- (3) 実施内容
 - ① 外出の自粛
不要不急の外出を自粛すること
 - ② 飲食店等への営業時間短縮要請
 - ・ 区域 京都市域
 - ・ 期間 令和3年3月15日（月）0時から3月21日（日）24時まで

対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～ <u>20時30分</u> (酒類の提供時間は3/15から変更)

③ 催物（イベント等）の開催制限

- 【人数上限】 5,000人以下 又は 収容定員50%以内※（10,000人以内）のいずれか大きい方（※大声での歓声等がない場合 100%）
【営業時間】 21時まで

④ 職場への出勤等

- ・ 出勤者数の7割削減を目指す
- ・ テレワークのより一層の推進
- ・ ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ・ 週休の分散化、休暇取得等により密を避ける

2 感染のリバウンドを防ぐための取組

- (1) 飲食店の皆様へ
 - ・ アクリル板の設置等、飛沫防止策の徹底
 - ・ 適切な換気、テーブル間隔の確保などガイドラインの徹底

<利用者の皆様も>

- ・食事前、退店時の手指消毒
- ・大声を出さず、会話の時はマスクを着用
- ・4人以下（同居家族は除く）とし、2時間を目安

(2) 大学等の皆様へ

- ・卒業式及び入学式は分散開催又はオンライン中継、原則として本人以外の出席禁止
- ・新生、帰省者が京都に移動する場合は、2週間前からの健康観察を義務付け
- ・感染者が確認された場合は、保健センター等で行動調査を実施
- ・学生寮及び部活動等の課外活動における感染防止対策の点検と定期的な対策の確認

<学生の皆様も>

- ・飲食を伴う行事（謝恩会、歓送迎会等）や卒業旅行の自粛

(3) 高齢者施設等の皆様へ

- ・当面、医療機関、高齢者施設等における面会の自粛

<職員・利用者等、病院・施設に出入りする皆様も>

- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底

3 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動の実施

感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。

(1) 飛沫感染対策の徹底

- ・会話の時は必ずマスクをしましょう！

(2) 飲食機会における感染防止の徹底

- ・外食時は、1人で食べる「個食」、黙って食べる「黙食」に御協力ください。
- ・宴会、家族以外のホームパーティーは控えてください。

(3) 春からの新しい生活に向けて

- ・年度末や暖かくなる春先のシーズンに向け、歓送迎会や花見の宴会等は自粛し、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（3/15～3/21 実施分）の概要

要請期間	3月15日（月）～3月21日（日）【7日間】
対象地域	京都市内
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで）
対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①対象となる地域に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、時短協力開始日から、連続して時短要請に応じていること（定休日等の店休日は除く） ③要請日（3/10）以前から営業していること（営業時間が午後9時までの店舗は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
支給額	1施設（店舗）1日あたり4万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請方法	要請期間終了後に受付予定

※詳細は京都府ホームページに今後掲載します。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin6.html>

<問い合わせ先>

▶営業時間短縮等について

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 075-414-5907
平日9時～17時

▶新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

協力金コールセンター 075-365-7780
9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）

(参 考) 時短要請の協力金について

	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		緊急事態措置協力金	
	第1期	第2期	当初分	延長分
期 間	12月21日(月)～1月11日(月)【22日間】	1月12日(火)～1月13日(水)【2日間】	1月14日(木)～2月7日(日)【25日間】	2月8日(月)～2月28日(日)【21日間】
対象地域	京都市内	京都市内	京都府内全域	京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請	午前5時～午後9時の間の営業を要請	午前5時～午後8時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)	午前5時～午後8時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後7時)
対 象 者	中小企業・団体、個人事業主	中小企業・団体、個人事業主	企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)	企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)
連続要件	遅くとも12月25日(金)から連続して時短要請に応じること	遅くとも1月13日(水)から連続して時短要請に応じること	時短営業の協力開始日から2月7日まで連続して時短要請に応じること	時短営業の協力開始日から2月28日まで連続して時短要請に応じること
協力金額	4万円/日	4万円/日	6万円/日	6万円/日
受付期間	受付終了	2月8日(月)～3月12日(金)※	2月8日(月)～3月12日(金)※	3月15日(月)～4月5日(月)

	新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金		新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金
	3/1～3/14 実施分		3/15～3/21 実施分
期 間	3月1日(月)～3月7日(日)【7日間】	3月8日(月)～3月14日(日)【7日間】	3月15日(月)～3月21日(日)【7日間】
対象地域	京都府内全域	京都市内	京都市内
対象業種	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)		飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)
要請内容	午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時)		午前5時～午後9時の営業を要請(酒類の提供は午前11時～午後8時30分)
対 象 者	企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)		企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)
連続要件	時短営業の協力開始日から3月14日まで(京都市以外は3月7日まで)連続して時短要請に応じること		時短営業の協力開始日から3月21日まで連続して時短要請に応じること
協力金額	4万円/日		4万円/日
受付期間	3月15日(月)～4月5日(月)		要請期間終了後に受付予定

※新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2期)及び緊急事態措置協力金(当初分)の受付期間は、「2月8日(月)～3月1日(月)」から「2月8日(月)～3月12日(金)」に延長しています。